

日証協（規審）15第94号
平成15年7月25日

会員代表者 殿

日本証券業協会
会長 越田 弘志

【重要】株式の自己売買の実効ある売買監視・管理体制の確保について

最近の証券取引等監視委員会の検査において、株式の自己売買業務に関し、いわゆる「見せ玉」が検査結果として報告されており、一部の会員が行政処分を受けるという事態が生じていることは、極めて遺憾であります。

本協会では、見せ玉について、今般、別紙のとおり『見せ玉』の主な売買手法及び管理上の留意事項」を取りまとめましたので、会員各社におかれては、ご参考のうえ、このような法令違反行為の未然防止のため、役職員への法令遵守の徹底、社内規程「売買審査基準」等の点検、社内検査の実施その他の必要適切な措置を講じ、株式の自己売買の実効ある売買監視・管理体制が確保されるよう強く要請いたします。

なお、金融庁においては、行政処分等において行った法令解釈について、その内容を「証券法令解釈事例集」として、同庁ホームページ (<http://www.fsa.go.jp/>) に掲載・公表されておりますので、併せて参考とされますようお願いいたします。

以 上

○ 本件に関するお問合せ先 本部規律審査部 (TEL 03-3667-8475)

「見せ玉」の主な売買手法及び管理上の留意事項

平成 15 年 7 月 25 日

日本証券業協会

I. 「見せ玉」の主な売買手法

証券取引等監視委員会の検査において、会員の自己売買担当者（ディーラー）が、他の市場参加者からの注文を誘うことにより、上場株式の株価を自己に有利に動かすことを意図して行った約定させる意思のない一連の買付注文又は売付注文（いわゆる「見せ玉」）について、証券取引法第 42 条第 1 項第 9 号に基づく証券会社の行為規制等に関する内閣府令第 4 条第 3 号に規定する「実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引をする行為」に該当するとされた事案が検査結果として報告されております。その主な売買手法は、次のとおり。

1. ザラ場における「買い見せ玉」の発注

- ① 特定銘柄の自己ポジションがない状態から、当該銘柄の一定数量の株式をザラ場中に買い付ける。
- ② ①の買付注文が約定後、これを高い価格で売却するために、「買い板」を厚く見せかけて他の市場参加者からの買付注文を誘引し、株価を引き上げる目的で、その時点での最も高い買い指値（ベストビット）より下の指値で、売却予定株数の数倍の数量の約定させる意図のない買付注文を複数回に分けて発注する（以下「買い見せ玉」という。）。
- ③ ②の発注により他の市場参加者からの「買い見せ玉」より高い指値若しくは成行の買付注文が入ってきたところで、あるいは入ってくることを見越して、①の取得価格より高い価格の指値で売付注文を発注し、約定させる。
- ④ ③の直後に「買い見せ玉」を全て取り消す。

(注) 寄付前の「買い見せ玉」の発注

上記のほか、前日から買い越していた特定銘柄の株式について、これを高い価格で売却するために、寄付前に行った同様の「買い見せ玉」の発注・取消しが検査結果として報告されております。

2. ザラ場における「売り見せ玉」の発注

- ① 特定銘柄の自己ポジションがない状態から、当該銘柄の一定数量の株式をザラ場中に信用で売り付ける。
- ② ①の信用売付注文が約定後、これを低い価格で買い戻すために、「売り板」を厚く見せかけて他の市場参加者からの売付注文を誘引し、株価を引き下げる目的で、その時点での最も低い売り指値（ベストオファー）より上の指値で、買付予定株数の数倍の数量の約定させる意図のない売付注文を複数回に分けて発注若しくは当該売付注文について低い指値に訂正、発注する（以下「売り見せ玉」という）。
- ③ ②の発注により他の市場参加者からの「売り見せ玉」より低い指値若しくは成行の売付注文が入ってきたところで、あるいは入ってくることを見越して、①の売付価格より低い価格の指値で買付注文を発注し、約定させる。
- ④ ③の直後に「売り見せ玉」を全て取り消す。

3. 引け間際における「不成り買い見せ玉」の発注

- ① 概ね引けの5分から15分前に、特定銘柄の自己ポジションがない状態から、当該銘柄の一定数量の株式を買い付ける。
- ② ①の買付注文が約定後、これを高い価格で売却するために、「引けの成行き買い板」を厚くして引け値が高くなると見せかけて他の市場参加者からの買付注文を誘引し、株価を引き上げる目的で、売却予定数量の数倍の数量の約定させる意図のない不成り買付注文（引けまでに約定しなければ引け成行き注文となる条件を付した指値の買付注文）を複数回に分けて発注する（以下「不成り買い見せ玉」という）。
- ③ ②の発注により他の市場参加者からの「不成り買い見せ玉」より高い指値の買付注文が入ってきたところで、あるいは入ってくることを見越して、①の取得価格より高い価格の指値で売付注文を発注し、約定させる。
- ④ ③の直後に「不成り買い見せ玉」を全て取り消す。

4. 同一銘柄において上記1と2を繰り返し行う

特定の銘柄について、上記1の買い見せ玉の発注と上記2の売り見せ玉の発注を連続して交互に繰り返す。

II. 管理上の留意事項

会員は、次のチェック項目を参考として、各社の個別の事情を踏まえ、株式の自己売買の実効ある売買監視・管理体制の確保に向け必要適切な措置を講じるものとする。

1. 社内体制（全般的事項）

- ① 株式の自己売買業務に関する社内規程及び売買審査基準・方法等が明確に定められているか。
- ② 社内規程「売買審査基準」等の内容について、定期的、あるいは必要に応じレビューしているか。
- ③ 法令・諸規則の変更、証券取引等監視委員会の勧告事案及び金融庁・東京証券取引所の事例集等について、ディーリング部門及びディーラー等に、その内容を周知徹底しているか。
- ④ ディーリングの状況、特に取引内容及び売買審査の状況等について、担当する売買審査部門以外の内部管理部門（内部管理統括責任者等）に報告されているか。
- ⑤ ディーリング部門について、社内検査・監査は、定期的に行われているか。

2. 見せ玉の有無

- ① 具体的な売買手法等について、各ディーラー任せとなっていないか。
- ② 各ディーラーの注文発注・取消し・訂正等の状況のチェックが行われているか。
- ③ 自己の売付（買付）注文が約定した直後に、買付（売付）注文が全て取り消されていないか。
- ④ ディーラーの通常のディーリングの規模からして、過大な数量の発注を行っていないか。
- ⑤ 同一時間帯に同一価格の買付（売付）注文が多数回（分割）発注されていないか。
- ⑥ 上記行為が反復継続して行われていないか。
- ⑦ 見せ玉の発注を他の証券会社等に依頼し、又は他の証券会社等から依頼を受け見せ玉の発注を行っていないか。

以 上